

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を免除する措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>		
減収見込額	[初年度] — (▲9,751)	[平年度] — (▲9,751)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を安定的に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材などに必要な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定と社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
ページ		19 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑な供給を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	砂利等の供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。
	政策目標の達成状況	砂利等は安定的な供給が行われている。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用数量（kL） 平成27年度 334,528 平成28年度 320,624 平成29年度 305,819 平成30年度 303,785 令和元年度 303,785 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和元年度は経済産業省調べ・試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数		減収額（百万円）																			
	平成27年度	1,964	10,738																			
	平成28年度	1,952	10,292																			
	平成29年度	1,941	9,817																			
	平成30年度	1,867	9,751																			
	令和元年度	1,867	9,751																			
※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。</p> <p>本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。</p>																					
前回要望時の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>砂利等の市場価格については、安定的に推移している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(砂利)</td> <td>104.9%</td> <td>100.4%</td> <td>100.3%</td> <td>100.6%</td> <td>100.4%</td> </tr> <tr> <td>(碎石)</td> <td>104.4%</td> <td>100.4%</td> <td>99.7%</td> <td>100.8%</td> <td>101.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」を基に試算</p>					平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	(砂利)	104.9%	100.4%	100.3%	100.6%	100.4%	(碎石)	104.4%	100.4%	99.7%	100.8%	101.1%
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年																	
(砂利)	104.9%	100.4%	100.3%	100.6%	100.4%																	
(碎石)	104.4%	100.4%	99.7%	100.8%	101.1%																	
これまでの要望経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和37年度 拡充 ・「鉱物」に「岩石」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。</p> <p>昭和46年度 拡充 ・「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。</p> <p>平成21年度 3年間延長</p> <p>平成24年度 3年間延長</p> <p>平成27年度 3年間延長</p> <p>平成30年度 3年間延長</p>																					
ページ	19 — 3																					